

道路運送車両法

1 . 案内情報

- 手続名 : 整備主任者に関する事項の届出
手続根拠 : 道路運送車両法施行規則第62条の2の2第2項
手続対象者 : 自動車分解整備事業者
提出時期 : 自動車分解整備事業の開始の日又は変更のあった日から15日以内
提出方法 : 申請書等に必要事項を記入の上、添付書類とともに、管轄する運輸支局整備課へ提出してください
手数料 : なし
添付書類 : 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください
申請書様式 : 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください
記載要領・記載例 : 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください

2 . 窓口情報

- 提出先 : 管轄する運輸支局整備課
受付時間 : 運輸支局整備課へお問い合わせください
相談窓口 : 地方運輸局及び運輸支局整備課